

当社の農産物輸出に対する取組状況と拡大に対する課題

平成 31 年 4 月 25 日(木)

株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
グループ創業会長兼最高顧問 安田隆夫

まとめ

当社のシンガポール及びタイでの日本の農産物売上は、現地の顧客に圧倒的な支持を得て、野菜やフルーツ等を中心に、海外市場における拡大の最大の商材になると確信している。但し、長期的な支持を得続ける為には、①リーズナブルな価格での商品提供と②商品鮮度を確保することが不可欠になる。その為、スムーズな商流、物流を確保することが必要条件になる。輸出先の国によって事情は異なるが、輸出元である日本政府の補助制度等の拡大(例:沖縄県が行っている国際物流ハブ事業による輸送費補助制度)や、輸入先である各国の制度の緩和・変更(例:タイ。原産地証明書を品目毎に輸出時に毎回取得をしないと関税がかかる制度)が行われない限り、上記①②を持続的に実現することは困難である。日本国政府のリーダーシップによって、この点を改善して頂き、当社として、我が国の農林水産物・食品輸出促進政策に貢献していきたい。

1. 当社の日本農産物の海外輸出についての経緯・今後の動き

当社は、2006年に米国、2017年にシンガポール、本年2019年にタイにそれぞれ進出。現在、ハワイ州で27店舗、カリフォルニア州で11店舗、シンガポールで3店舗、タイで1店舗運営
シンガポールにおいては、生鮮食品を含む日本製を中心とする食品の販売を核とした新しい業態DON DON DONKIを開発し、売上に占める食品の割合は85%に達している(タイの売上に占める食品の割合は75%)

シンガポールの農産物売上実績は1,100t、タイではオープン後40日間で88tになる。(詳細は別紙ご参照くださいませ。)

2019年5月、シンガポールチャンギ国際空港にてサツマイモ専門店(焼き芋等)を開店予定、その後、旬のフルーツ(イチゴ、メロン、桃等)を販売するフルーツ専門店を開店予定。今後、東南アジアでは、シンガポールを中心として出店を加速させていく予定。

2. アジア地域で日本農産物の人気が高い背景

- ・ 我が国を訪れる観光客は、日本の食べ物に好印象を抱き、日本農産物の潜在的な愛好者が多いと考えている。特に、日本の特にフルーツに対する人気・受容性が高い。
- ・ アジア地域では中間所得層を中心に、より美味しく・安全な食品を求める志向が上昇していると思料。
- ・ アジア地域には日本農産物より安い中国産や豪州産のフルーツが多く輸入されているが、日本産と比較して糖度が低く美味しさも全く違う、また中国産については農薬等健康面での懸念も大きいと分析。

3. 当社での日本産フルーツ・野菜のアジア地域販売における成功要因

① リーズナブルな価格

シンガポールの同業他社は、日本相場の3倍で売価を設定するところも多いが、当社シンガポールでの販売価格は、輸出に関わる様々なコストを勘案しても、日本での標準的な価格の1.5～1.7倍程度に抑えることができている。他小売店舗と比較すると、40～50%安価に設定し、現地顧客を主体にした販売戦略を取っている。

② 商品鮮度の確保

仕入れから販売するまでの期間が短く、従って商品回転率が高く高鮮度の保持が可能で、現地顧客に人気。

このように、顧客に高鮮度、リーズナブルな価格で商品を提供することによって、品質の維持・向上、そして、商流・物流の改善が正の循環を生んでいると分析。

4. 今後の日本の農産物の海外輸出における課題

日本の農産物は世界最高品質を誇るものと考えており、今後、自動車産業に匹敵する大きなビジネス資源に成長する可能性が高いが、取り組むべき課題も多い。

例えば、タイにおける輸入規制は、年々厳しくなり、輸入に係る手続きは煩雑性が増している。このままでは販売機会を失い、日本の農産物の輸出に大幅な支障をきたす可能性がある。特に現地における輸入時の申請項目についてのサポート及び規制緩和の交渉については政府のお力添えを頂きたいと思っている。

また、日本国内においては、沖縄の国際物流ハブ事業を、他地域にも展開して頂きたい。特に、熱帯地域のお客様が好む北日本(北海道、東北)の農産物を効率的に輸出する為に、同エリアにも国際物流ハブ事業を展開頂きたい。

具体的には以下の点が課題であると考えている。

① 輸出に係る手続きの簡素化

輸出者及び農家・メーカーの負担を削減する必要がある。(原産地証明書・衛生証明書の取得手続き、加工食品の FDA 登録、放射能検査等)

手続きが煩雑である為、結果的にコスト・時間が大幅にかかり、輸出促進の阻害要因となる。

タイ:原産地証明書の取得に時間を要する。衛生証明書の取得について農家単位で求められる制度に変更になることにより、コスト・時間を要する。

米国:ペットボトル・レトルト食品・缶詰等は FDA 登録に時間を要する。

香港:放射検査に対する輸出申請費用が掛かる場合があり、時間を要する。

② 支援制度の拡充

輸出先国の規制に対応する設備投資への支援、検査機関への補助金、インフラへの補助制度、などの輸出業者に対する支援制度の拡充。

インフラ補助 :沖縄県が行っている国際物流ハブ事業による輸送費補助制度の全国的拡大

設備投資 :米国にりんごを輸出する為に、日本で輸出専用の選果・梱包施設を設置、米国検疫官招へいが義務付けられている。

タイにおいてはメロンがハウス栽培のものに限られており、柑橘類については防カビの工程で自動化するための設備投資負担が必要となる。

検査機関補助:香港では加工食品・菓子などの裏面ラベル表記に日本必須栄養成分5項目に加え、追加3項目(糖・飽和脂肪酸・トランス脂肪酸)が必要である。追加項目は日本で必須でない為、1品目あたりの調査費用が高額となる事からメーカーから情報が開示されず、実質的に輸出不可となる場合がある。

③ 各国との規制緩和及び事業機会拡大に向けた交渉

フィリピンやベトナムなどの明確な規制基準が設けられていない国や、タイのような政情不安の国に対する効率的な制度構築。また、輸入制限を設ける各国との交渉等、政府として、日本農産物の輸出促進させる取組が必要。

禁止成分の緩和:一般的に使用されている添加物である牛肉エキス、畜肉エキスの含まれる加工品の輸出について各国で規制が大きく違う為、タイや米国では輸出不可となっている。

規制の緩和 :フィリピンでは、自国で生産していないフルーツにも拘らず、輸入が実質禁

じられているものがある。また、検疫条件が定められておらず、輸出の許可基準が不明。

■今後の日本の農産物の海外輸出をさらに大きく伸ばしていく為に解決したい課題

株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス

項目	課題・要望	対象国	現状実態・輸出に際し現在、行なっている対応	それによる輸出推進を阻害する影響	備考
1	関税障壁撤廃 商流・物流の関税障壁・非関税障壁の一段の撤廃 関税がかかる制度の効率化・簡素化(輸出時に原産地証明書が各品目毎に取得が必要等)	タイ	輸出時に原産地証明書を各品目毎に取得 輸出の3日前までに原産地証明につき、商工会議所へ申請(オンライン) 申請後1~2日後に原産地証明の取得可能。輸出実績があるものについては1日で取得可能。 ※商工会議所によって対応に時間を要する場合あり。	原産地証明の申請に時間を要することで、農作物の収穫から店舗納品までの期間が、原産地証明不要国と比較し3~10日長い。	
2	衛生証明書取得の簡素化 タイ向けの主要品目(リンゴ、いちご、なし、ぶどう)に関して 選果場単位から農家単位まで衛生証明書の取得が求められる(2019年8月25日施行予定) 自治体が衛生証明書の取得対応窓口とならない場合、外部機関JFSを利用する必要があり、費用が発生。	タイ	自治体または外部機関JFSが衛生証明書取得の窓口。 外部機関JFSで行う場合は費用が20万円から30万円発生。(県の認可であれば無料) JFS利用時の場合、毎年更新作業(更新費用含む)が必要 主要産品を持つ県に出向き、県庁、全農、JA、青果会社と商談をして県から衛生証明書を取るようお願いをしているが、各県意見が異なっている。 例)長野県のぶどうは600の生産者から構成されるため、実質全ての認可を取るのには困難であるが、特に大きい産地のみに対応している。	本施策の施行により小規模農家は、費用面においてタイへの輸出を断念せざるを得なくなると推測。 ※衛生証明書取得には自治体の職員の立ち合いが必要となる。自治体によっては対応をしない場合があり、その際は外部組織JFSへ依頼が必要。(費用が発生) 輸出者が費用を負担するようになれば輸出自体をしなくなる企業が増加する懸念あり。	各自治体が衛生証明書を発行する場合は、施行日の8月25日までに監査を終了しなければ当該品目に対する輸出が不可能になる。
3	FDA登録の簡素化 加工商品の輸出時に必要なFDA登録の簡素化	タイ	PPITよりタイ現地委託先へ登録完了までの聞き取りを行なっている。 登録不備など手続きの滞りが多く、逐次フォローアップが必要な状況。	登録に時間を要する為、当該期間内に終売する商品は、輸出に至らない。	
		米国	ペットボトル・レトルト食品・缶詰等は「低酸性食品」との扱いとなり、FDA登録しておく必要あり。(登録がない場合、常温流通不可) 登録の為「食品缶詰施設(FCE)登録・殺菌工程申請(SID)」が必要。 FDAとのやり取り、滅菌方法、工程表など、メーカーとのやり取りが発生し、時間を要する。 ペットボトルドリンクについては、アメリカ基準の充填方法のみで、日本基準の充填方法ではFDAの許可が下りない。 (日本缶詰協会に委託した場合、費用として100万円が必要。) 許認可を得るための費用・かかる時間が現実的でないため申請を行っていない。	実質、輸出不可	
4	放射能検査の簡素化 日本・香港当局での放射能検査体制の簡素化・罰則の緩和 香港における厳格な放射能検査により輸出へのハードルが高く、断念をする県、産地が多数存在	香港	香港向け輸出は県庁立会いのもと輸出申請を実施。 その後、輸出者が自費で放射能検査を実施、香港に到着した後、一定期間保管し、検査を実施。 (検査期間が長く商品が出荷不可状態(傷む等)になるケースあり) ※茨城のさつまいもの輸出時は2週間程度 その他、香港当局からは基準を超えた数値が出た場合輸入者に3年輸出禁止という厳しい罰則	検査費用の負担によるコスト増。 産地の協力がなく、コスト増となる商品も多々存在し、結果輸出ができる商品が減少。 一定期間保管することによる歩留の悪化。	(香港への輸出実績のある事業者からのヒアリング) 輸出事業者登録に加え、出荷毎に圃場で毎回サンプリング抜き取り、放射能検査のため、検査機関に発送する。2か月毎に県の職員が立ち会う必要あり。 各県の職員立ち合いは、輸出者のほうで段取りしないといけない。 産地が抜き取り、検査機関の発送などできない場合、輸出者が産地に赴き対応しないとしない。 放射能検査で2, 3日と、WEBでの検査証明書取得で2, 3日。 また、香港側で1週間から1か月コンテナがストップしてしまった実績がある。

項目	課題・要望	対象国	現状実態・輸出に際し現在、行なっている対応	それによる輸出推進を阻害する影響	備考	
5	輸入制限品目の規制緩和と検疫条件の明確化	シンガポール、マレーシア、香港以外では日本農産物への輸入制限を設ける国が大半であり、これらの国々との国ベースの交渉が必要	未輸出国 (フィリピン等)	何をどうクリアすれば輸出が出来るのか、検疫条件が不明であり対応に困っている。	例えば、フィリピンでは自国生産していないフルーツにも拘らず、輸入が実質禁じられている為、出店判断におけるネガティブ要因になっている。	フィリピンでは以下を課題として認識。 野菜: 全て検疫条件未設定 果物: なし、りんご以外の検疫条件未設定 肉: 牛肉は施設登録ができていない部分のみ出荷可能だが、豚、鶏は輸出不可 魚: 以前に輸出した実績ある業者にヒアリングしたところ、政府から要求される書類が毎回異なること 加工品: 食品加工の卸業者にヒアリングしたところ、1年半前に160品目のFDA申請したにも関わらず、現状70品のみ許可がおりたのみ。(1年以上かかる商品もあり) フルーツ等の生鮮品は検疫条件未設定である為、非公式ルートの仕入が横行しているとのこと
6	各国に定められた禁止成分の緩和	牛肉、※牛肉エキス、部分水素添加油脂(2019年1月から)	タイ	一般に加工品に使われる添加物等の各国の規制が大きく違うため、輸出が出来ない状態になっている。	対象品目について輸出不可	
		畜肉エキスが含まれている加工食品について一切禁止となっている。日本で発生したBSE・鳥インフルエンザ・豚こうてい病等が要因。(韓国の鶏肉は可) アメリカUSDAで認められた施設で加工されたもののみ輸入可能となるがハードルが高い。	米国	現状、許認可を得るための費用・かかる時間が現実的でないため申請を行っていない。	畜肉エキスが含まれる商品は多数あり、対象商品については輸出不可	
7	設備投資拡充	輸出先国の規制に対応する設備投資への資金負担が大きい場合の支援	タイ	2019年8月25日から施行の衛生証明書では、メロンの輸出は現実ハウスものに限られており、FDAの調査員の招聘費用やハウス建設の設備投資が必要となり、産地からは現状で不可能であるとの意見がある。 かんきつ類に関してはFDAの調査員の招聘は緩和されたが防カビの工程で自動化するための設備投資に多大な金額が発生。 現段階では輸出許可が出ている3つの産地が輸出拡大が出来ない状態。(三重県のみが手作業によりある一定量輸出している)	資金の状況により、対応不可能の場合がほとんど	
8	支援制度拡充	沖縄県が行っている国際物流ハブ事業による輸送費補助制度の全国的拡大	-	沖縄県とANAが行っている輸出補助事業であり、沖縄県からアジア圏(対象国あり)へ輸出をする場合に運賃無料(通関費用、燃料サーチャージは別)で輸出可能になる。	2020年2月29日までの制度となる為、継続されない場合、流通量が減少する恐れがある。また、販売価格の上昇要因となる。	
		検査機関への補助金により、情報取得がスムーズに行えるような支援	香港	加工食品・菓子など裏面ラベル表記に日本必須栄養成分5項目「①エネルギー・②たんぱく質・③脂質・④炭水化物・⑤食塩相当量」に加え、追加3項目必要「⑥糖・⑦飽和脂肪酸・⑧トランス脂肪酸」が必要。 各メーカーが日本で必須項目でないため調べるのに1品当たり高額費用となり情報開示されず輸出できない可能性がある。 情報取得に向けてメーカーへ依頼をかけているが、難しいと困難な回答が一部より来ている。	販売するための情報開示がないので、輸出出来る商品目が減る可能性がある。	